

証券コード 2479

2019年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目10番7号

KPP八重洲ビル

株 式 会 社 ジ ェ イ テ ッ ク

代表取締役社長 藤 本 彰

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号KPP八重洲ビル10階
当社本社会議室
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第23期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の2つの方法がございます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を郵送せずに、会場受付にご提出ください（ご記入・ご捺印は不要です）。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時：2019年6月27日（木曜日）午前10時

ご郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2019年6月26日（水曜日）午後5時50分到着分まで

~~~~~

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.j-tec-cor.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、通商問題の動向や人手不足の深刻化など、不確実性の高い状況にあるものの、良好な雇用環境は継続しており、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題など、世界経済の減速リスクは強まっており、先行き不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループの主力事業である技術職知財リース事業においては、前連結会計年度に引き続き、自動運転技術を備えた自動車の開発や、IoT関連分野の開発に伴う制御系ソフトウェア開発のテクノロジスト需要が旺盛でした。また、営業施策の強化や、テクノロジストの教育強化、テクノロジストの高付加価値業務への配属を推し進めたこと等により、当社グループの稼働率は高い水準を維持し、契約単価は前連結会計年度を上回りました。

一方で、技術系人材の獲得競争は熾烈を極めており、計画通りのテクノロジスト確保は厳しく、人材不足により顧客ニーズに対応しきれない状況にありました。

費用面においては、全社を挙げた業務効率化を推し進めつつ、人材獲得や社内インフラの強化を行い、全体として販売費及び一般管理費は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高3,125,715千円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益156,939千円（同102.6%増）、経常利益156,297千円（同105.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益91,129千円（同170.6%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

ア. 技術職知財リース事業

建築関連分野の顧客企業からの取引が前連結会計年度より減少したものの、産業用機器関連分野の取引が増加し、契約単価引上の促進や新入社員の早期派遣稼働により利益率を改善した結果、売上高は2,974,142千円（前連結会計年度比2.2%増）、セグメント利益は468,871千円（前連結会計年度比21.6%増）となりました。

イ. 一般派遣及びエンジニア派遣事業

情報処理関連分野の顧客企業からの取引が前連結会計年度より増加したことや、のれんの償却費が無くなったことによる販売費及び一般管理費の減少により、売上高は151,572千円（前連結会計年度比4.6%増）、セグメント利益は24,427千円（前連結会計年度比160.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は8,695千円であります。その主なものは、社内設備用のサーバー機器、パソコン及びソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                              | 第20期<br>(2016年3月期) | 第21期<br>(2017年3月期) | 第22期<br>(2018年3月期) | 第23期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年3月期) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                       | 3,356,589          | 3,330,917          | 3,054,673          | 3,125,715                       |
| 経 常 利 益 (千円)                     | 76,342             | 123,120            | 76,205             | 156,297                         |
| 親会社株主に<br>帰属する (千円)<br>当 期 純 利 益 | 47,050             | 89,531             | 33,682             | 91,129                          |
| 1株当たり当期純利益                       | 5円51銭              | 10円47銭             | 3円93銭              | 10円63銭                          |
| 総 資 産 (千円)                       | 1,405,071          | 1,819,088          | 1,745,169          | 1,806,540                       |
| 純 資 産 (千円)                       | 695,818            | 803,702            | 832,929            | 903,226                         |
| 1株当たり純資産                         | 81円40銭             | 93円79銭             | 97円20銭             | 105円40銭                         |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第20期<br>(2016年3月期) | 第21期<br>(2017年3月期) | 第22期<br>(2018年3月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(2019年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,173,425          | 2,156,408          | 1,955,536          | 2,011,581                     |
| 経 常 利 益 (千円)   | 59,509             | 150,166            | 51,847             | 84,559                        |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 42,171             | 113,507            | 26,231             | 51,119                        |
| 1株当たり当期純利益     | 4円94銭              | 13円27銭             | 3円6銭               | 5円97銭                         |
| 総 資 産 (千円)     | 1,167,745          | 1,609,725          | 1,518,955          | 1,521,435                     |
| 純 資 産 (千円)     | 661,021            | 788,163            | 812,998            | 846,599                       |
| 1株当たり純資産       | 77円33銭             | 91円97銭             | 94円87銭             | 98円79銭                        |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金    | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|-----------------------|----------|--------------------|-------------------------------|
| 株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー | 50,000千円 | 100.0%             | 技術職知財リース事業<br>一般派遣及びエンジニア派遣事業 |
| 株式会社ジェイテックアーキテクト      | 50,000千円 | 100.0%             | 技術職知財リース事業                    |

(注) 当社の完全子会社である株式会社ジェイテックアドバンステクノロジーと株式会社ジェイテックアーキテクトは、2019年4月1日付で株式会社ジェイテックアドバンステクノロジーを存続会社、株式会社ジェイテックアーキテクトを消滅会社とする吸収合併を行っております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは技術職知財リース事業を中核としており、採用、人材育成、営業が事業の持続的発展の主軸であると認識しております。当社のコア・コンピタンスである知財力の継続的強化に取り組み、収益力のさらなる向上を実現するため、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりであります。

#### ① 優秀なテクノロジストの採用

当社グループの中核である技術職知財リース事業においては、即戦力かつ高度な技術力を備えた人材が常に求められております。このような顧客ニーズに応えるため、採用活動の効率化を推し進め、多種多様な人材の採用に努めてまいります。新卒採用については、インターンシップの拡充や、Webを活用した説明会など、採用活動をさらに強化することで、優秀な人材の確保に努めるとともに、国内各拠点のネットワークを活用し、多様な採用ルートを構築してまいります。これにより、多くの有望な新卒社員の安定的採用や中途採用の増加につなげるとともに、成長分野のテクノロジスト採用も強化してまいります。

## ② 人材育成とキャリアサポート

技術が日進月歩で発展している中、顧客満足度の高い技術ソリューションを提供し続けるために、テクノロジストの技術力向上とキャリアサポートは常に重要な課題であります。以前より力を入れてきた海外留学研修、分野別・テーマ別技術研修の他に、IoTやロボットなど先進技術における需要拡大も視野に、IoT分野の技術教育を推進し、IoT分野に対応できるテクノロジスト育成を強化してまいります。また、社内受託開発チームでのOJTを推進し、スキルとチームワークを磨く場を設け、技術力と人間力を兼ね備えたバイタリティ溢れる人材の育成に努めてまいります。さらに、定期的な面談やフォローアップ研修、メンタルヘルスケア、社員旅行、懇親会等により、テクノロジストのモチベーションと働く満足度を継続的に高め、定着率のさらなる向上を図ってまいります。

## ③ 営業力の強化と幅広い顧客基盤の確保

当社グループの主要顧客である建築関連、自動車関連においては、引き続き営業フォロー活動を効率的に行うことで高水準の受注を維持してまいります。また、成長分野であるIoTやAIなど先端技術における需要も視野に、新規顧客の獲得と新たな収益源の開拓に努めてまいります。さらに、取引先を分散化し、幅広い業種にわたる顧客基盤を構築することにより、特定の企業や業種で業績不振等の不測の事態が生じた場合においても、当社グループの収益面に与える影響が最小限となるよう努めてまいります。

## ④ コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底は、経営の最重要課題であり社会的責務であると認識しております。取締役会及び監査役の機能強化を図り、経営の健全性及び透明性の確保のため、経営の意思決定、業務執行等に対する適正な監視・監督体制を常に維持しております。また、内部統制室を中心とした内部管理体制を整備し、定期的なコンプライアンス教育の実施等により、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 技術職知財リース事業      | 「機械設計」「電気・電子設計」「ソフトウェア開発」「建築設計」の4分野を中心に専門技術を顧客企業に提供、支援する業務 |
| 一般派遣及びエンジニア派遣事業 | 製造現場業務への一般派遣、イベント・ポスティング事業、介護事業                            |

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル  
営業の拠点：

| 営業     |           | 所      |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 名称     | 所在地       | 名称     | 所在地       |
| 札幌営業所  | 北海道札幌市中央区 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市中区 |
| 水戸営業所  | 茨城県水戸市    | 大阪営業所  | 大阪府大阪市北区  |
| 東京営業所  | 東京都中央区    | 福岡営業所  | 福岡県福岡市中央区 |
| 浜松営業所  | 静岡県浜松市中区  |        |           |
| 計 7 拠点 |           |        |           |

② 子会社

| 会社名                   | 所在地    |
|-----------------------|--------|
| 株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー | 東京都中央区 |
| 株式会社ジェイテックアーキテクト      | 東京都中央区 |

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分            | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|------------|-------------|
| 技術職知財リース事業      | 367 (47) 名 | 10名減 (8名減)  |
| 一般派遣及びエンジニア派遣事業 | － (17) 名   | －名 (1名減)    |
| 全社 (共通)         | 18 (6) 名   | 3名減 (1名増)   |
| 合計              | 385 (70) 名 | 13名減 (8名減)  |

(注) 1. 従業員数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 249 (7) 名 | 16名減 (1名増) | 36.4歳 | 9.0年   |

(注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 93,344千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 93,344千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 49,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 9,344千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 28,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 8,572,400株  |
| ③ 株主数         | 4,196名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 藤 本 彰                   | 1,814,200株 | 21.17%  |
| 松 井 証 券 株 式 会 社         | 293,400    | 3.43    |
| 小 貝 恭 生                 | 281,500    | 3.28    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社   | 177,600    | 2.07    |
| 藤 本 商 事 株 式 会 社         | 164,800    | 1.92    |
| 小 森 ミ ヨ                 | 159,700    | 1.86    |
| 藤 本 信                   | 115,500    | 1.35    |
| ジェイテック従業員持株会            | 101,400    | 1.18    |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 101,000    | 1.18    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 98,100     | 1.15    |

(注) 持株比率は自己株式 (2,800株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名                          | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                    |
|-----------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 藤 本 彰                        | 株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー代表取締役社長<br>株式会社ジェイテックアーキテクト代表取締役社長                    |
| 常 務 取 締 役 | 佐 野 清一郎                      | 株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー取締役<br>株式会社ジェイテックアーキテクト取締役<br>特定非営利活動法人日本一般労働者派遣協会理事長 |
| 取 締 役     | 小 川 典 男                      | 業務本部長                                                                      |
| 取 締 役     | チェ<br>崔      ゼ<br>在      ヒョン | Urachacha Co.,Ltd.代表理事                                                     |
| 取 締 役(社外) | 斉 藤 高 志                      | 海外ステイサポート株式会社代表取締役                                                         |
| 取 締 役(社外) | 関 口 輝比古                      | JILAF（国際労働財団）タイ事務所長<br>JILAF（国際労働財団）タイ財団理事長                                |
| 常 勤 監 査 役 | 小 貝 恭 生                      |                                                                            |
| 常勤監査役(社外) | 山 田 峻 介                      |                                                                            |
| 監 査 役(社外) | 尾 野 恭 史                      | YKT株式会社社外取締役<br>B-by-C株式会社社外監査役                                            |
| 監 査 役(社外) | 芥 田 俊 彦                      | アラックス株式会社監査役                                                               |

(注) 1. 常勤監査役山田峻介氏、監査役尾野恭史氏及び監査役芥田俊彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役山田峻介氏は、1972年8月に山田経理法務事務所を設立し当社監査役に就任するまでの間、30年にわたり税務申告代行等の経理業務に従事しておりました。
- ・監査役尾野恭史氏は、2016年5月より、B-by-C株式会社において監査役として監査業務に従事しております。
- ・監査役芥田俊彦氏は、2007年12月より、アラックス株式会社において監査役として監査業務に従事しております。

2. 当事業年度中の地位、担当及び重要な兼職の異動は、以下のとおりです。

- ・取締役関口輝比古氏は、2018年6月28日開催の第22回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

3. 当社は、常勤監査役山田峻介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分             | 員 数         | 報 酬 等 の 額             |
|-----------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役           | 6 名         | 76,800千円              |
| 監 査 役           | 4 名         | 10,800千円              |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 10名<br>(5名) | 87,600千円<br>(9,900千円) |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2013年6月27日開催の第17回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                             | 当 社 と の 関 係    |
|-------|---------|---------------------------------------------|----------------|
| 取 締 役 | 斉 藤 高 志 | 海外ステイサポート株式会社代表取締役                          | 特別の利害関係はありません。 |
| 取 締 役 | 関口輝比古   | JILAF（国際労働財団）タイ事務所長<br>JILAF（国際労働財団）タイ財団理事長 | 特別の利害関係はありません。 |
| 監 査 役 | 山 田 峻 介 | —                                           | 特別の利害関係はありません。 |
| 監 査 役 | 尾 野 恭 史 | YKT株式会社社外取締役<br>B-by-C株式会社社外監査役             | 特別の利害関係はありません。 |
| 監 査 役 | 芥 田 俊 彦 | アラックス株式会社監査役                                | 特別の利害関係はありません。 |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 斉藤高志  | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験や高い見識を活かし、社外取締役としての客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                     |
| 取締役 関口輝比古 | 2018年6月28日就任以降に開催された取締役会14回のうち5回に出席いたしました。長い海外勤務で培われたグローバルな見識を活かし、社外取締役としての客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。           |
| 監査役 山田峻介  | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる経理業務の経験から、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。    |
| 監査役 尾野恭史  | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回、監査役会12回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。      |
| 監査役 芥田俊彦  | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。金融業界で培った豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 P W C 京都監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 15,500千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社はコンプライアンス体制の管理、整備を重要課題と認識した上で、代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス体制構築の責任者として任命し、職務上必要ある関連法令及び定款との整合性を検討することにより当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の適合性を確保できる体制の構築、維持、整備を行う体制とする。また、監査役、内部統制室は法令、定款に反する職務が執行されていないかについて監査を行い取締役会及び代表取締役へ報告する。その上で、取締役会及び代表取締役は、各取締役及び各部門長に対して問題点を指摘、改善指示を行う。
  - ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令、定款を遵守した行動を取るために、コンプライアンス教育や啓発活動を実施する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとする。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。
- (3) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制  
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (4) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制
  - ① 業務執行に係るリスクを体系的に認識、評価し適切なリスク管理を行うために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
  - ② リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役は、管理本部長をリスク管理体制に関する統括責任者として任命し、管理本部長は各取締役、執行役員と共に部門ごとのリスクマネジメント体制を確立する。また、監査役及び内部統制室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要な体制を整備すると共に、内部統制の適切な運用及び継続的な改善を行う。また、内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告する。
- (6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく中期経営計画及び年度経営計画を策定する。

- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、業務執行における迅速な意思決定と効率的な会社運営を図るため、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催する。
- (7) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 子会社の経営管理については、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行う。
  - ② 子会社の活動内容については、定期的な報告と重要案件の事前協議を実施する。内部統制室は関係会社管理規程に基づき子会社の監査を実施する。
- (8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社及び当社子会社の取締役、監査役、及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときには法令に従い監査役に報告する。
  - ② 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、重要な契約書等の文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役または使用人に説明を求める。
  - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、原則として内部統制室が必要に応じて監査役の業務補助を行う。その具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係部署との意見調整を行う等十分考慮して監査役の指示の実効性確保に努める。
  - ④ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - ① 取締役の職務執行の法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催し審議の充実に努めております。
  - ② コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づき「企業倫理規程」を社内システムで全社員へ公開・周知を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、「倫理法令遵守評価表」による各部門でのコンプライアンス評価を行い、経営会議へ報告いたしております。
  - ③ 「リスク管理規程」に基づき、当社へのリスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては「リスク管理シート」へ明記して経営会議へ提言し、検討する体制の整備に努めております。
  - ④ 内部監査については、内部監査計画に基づき当社及び子会社の監査を実施いたしました。財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部        |           |
| 流 動 資 産         | 1,610,907 | 流 動 負 債        | 600,107   |
| 現金及び預金          | 1,202,788 | 一年以内返済予定の長期借入金 | 106,088   |
| 売 掛 金           | 358,976   | 未 払 金          | 108,582   |
| 仕 掛 品           | 1,800     | 未 払 費 用        | 72,780    |
| 前 払 費 用         | 45,736    | 未 払 法 人 税 等    | 49,377    |
| そ の 他           | 2,388     | 未 払 消 費 税 等    | 44,572    |
| 貸 倒 引 当 金       | △783      | 預 り 金          | 44,509    |
|                 |           | 賞 与 引 当 金      | 174,198   |
| 固 定 資 産         | 195,632   | 固 定 負 債        | 303,205   |
| 有 形 固 定 資 産     | 9,841     | 長 期 借 入 金      | 138,944   |
| 建 物             | 4,061     | 退職給付に係る負債      | 164,261   |
| 工具、器具及び備品       | 5,779     | 負 債 合 計        | 903,313   |
| 無 形 固 定 資 産     | 4,080     | 純 資 産 の 部      |           |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 3,774     | 株 主 資 本        | 884,432   |
| そ の 他           | 305       | 資 本 金          | 261,834   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 181,711   | 資 本 剰 余 金      | 246,328   |
| 投 資 有 価 証 券     | 38,020    | 利 益 剰 余 金      | 376,928   |
| 関 係 会 社 株 式     | 2,669     | 自 己 株 式        | △659      |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 70,622    | その他の包括利益累計額    | 18,794    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 70,399    | その他有価証券評価差額金   | 24,532    |
|                 |           | 退職給付に係る調整累計額   | △5,738    |
| 資 産 合 計         | 1,806,540 | 純 資 産 合 計      | 903,226   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計  | 1,806,540 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,125,715 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,304,468 |
| 売 上 総 利 益               |        | 821,246   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 664,307   |
| 営 業 利 益                 |        | 156,939   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 0      |           |
| 受 取 配 当 金               | 727    |           |
| そ の 他                   | 382    | 1,110     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 1,752  | 1,752     |
| 経 常 利 益                 |        | 156,297   |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 12,330 | 12,330    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 143,966   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 58,025 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △5,188 | 52,837    |
| 当 期 純 利 益               |        | 91,129    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益         |        | —         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 91,129    |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |         |         |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当連結会計年度期首残高                  | 261,834 | 246,328   | 294,369   | △659    | 801,872 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △8,569    |         | △8,569  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |         |           | 91,129    |         | 91,129  |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |         |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —       | —         | 82,559    | —       | 82,559  |
| 当連結会計年度末残高                   | 261,834 | 246,328   | 376,928   | △659    | 884,432 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                       | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 33,481                | △2,425               | 31,056                | 832,929   |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |                      |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |                      |                       | △8,569    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                       |                      |                       | 91,129    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | △8,949                | △3,313               | △12,262               | △12,262   |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △8,949                | △3,313               | △12,262               | 70,297    |
| 当連結会計年度末残高                   | 24,532                | △5,738               | 18,794                | 903,226   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
| 流 動 資 産         | 1,212,584 | 流 動 負 債                 | 418,179   |
| 現 金 及 び 預 金     | 933,359   | 一年以内返済予定の長期借入金          | 106,088   |
| 売 掛 金           | 231,023   | 未 払 金                   | 63,695    |
| 仕 掛 品           | 1,800     | 未 払 費 用                 | 45,096    |
| 前 払 費 用         | 39,268    | 未 払 法 人 税 等             | 31,170    |
| 未 収 入 金         | 6,099     | 未 払 消 費 税 等             | 23,308    |
| そ の 他           | 1,032     | 預 り 金                   | 22,891    |
| 固 定 資 産         | 308,851   | 賞 与 引 当 金               | 125,928   |
| 有 形 固 定 資 産     | 9,841     | 固 定 負 債                 | 256,656   |
| 建 物             | 4,061     | 長 期 借 入 金               | 138,944   |
| 工具、器具及び備品       | 5,779     | 退 職 給 付 引 当 金           | 117,712   |
| 無 形 固 定 資 産     | 4,080     | 負 債 合 計                 | 674,836   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 3,774     | 純 資 産 の 部               |           |
| そ の 他           | 305       | 株 主 資 本                 | 822,066   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 294,929   | 資 本 金                   | 261,834   |
| 投 資 有 価 証 券     | 38,020    | 資 本 剰 余 金               | 246,625   |
| 関 係 会 社 株 式     | 145,290   | 資 本 準 備 金               | 81,232    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 70,407    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 165,393   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 41,211    | 利 益 剰 余 金               | 314,265   |
| 資 産 合 計         | 1,521,435 | 利 益 準 備 金               | 994       |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 313,271   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 313,271   |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △659      |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 24,532    |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 24,532    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 846,599   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 1,521,435 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 2,011,581 |
| 売 上 原 価               | 1,361,531 |
| 売 上 総 利 益             | 650,050   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 600,127   |
| 営 業 利 益               | 49,922    |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 506       |
| 受 取 配 当 金             | 727       |
| 受 取 手 数 料             | 34,800    |
| そ の 他                 | 353       |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 1,752     |
| 経 常 利 益               | 84,559    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 84,559    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 39,818    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △6,378    |
| 当 期 純 利 益             | 51,119    |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                |         |         |                |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|----------------|---------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金   |         |                |
|                         |         |           |                |              |           | 繰越利益<br>剰 余 金  | 合 計     |         |                |
| 当 期 首 残 高               | 261,834 | 81,232    | 165,393        | 246,625      | 994       | 270,722        | 271,716 | △659    | 779,516        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |                |         |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |           | △8,569         | △8,569  |         | △8,569         |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |           | 51,119         | 51,119  |         | 51,119         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                |              |           |                |         |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －              | －            | －         | 42,549         | 42,549  | －       | 42,549         |
| 当 期 末 残 高               | 261,834 | 81,232    | 165,393        | 246,625      | 994       | 313,271        | 314,265 | △659    | 822,066        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|-----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 33,481           | 33,481          | 812,998   |
| 当 期 変 動 額               |                  |                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                 | △8,569    |
| 当 期 純 利 益               |                  |                 | 51,119    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △8,949           | △8,949          | △8,949    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △8,949           | △8,949          | 33,600    |
| 当 期 末 残 高               | 24,532           | 24,532          | 846,599   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ジェイテック  
取締役会 御中

#### PwC京都監査法人

|         |             |   |
|---------|-------------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 齋藤 勝彦 | ⑩ |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 岩崎 亮一 | ⑩ |
| 業務執行社員  |             |   |
| 業務執行社員  |             |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社ジェイテック  
取締役会 御中

#### PwC京都監査法人

|             |             |   |
|-------------|-------------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 齋藤 勝彦 | ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |             |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 岩崎 亮一 | ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |             |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社ジェイテック 監査役会

常 勤 監 査 役      小 貝 恭 生 ⑩

常勤社外監査役      山 田 峻 介 ⑩

社 外 監 査 役      尾 野 恭 史 ⑩

社 外 監 査 役      芥 田 俊 彦 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分につきましては、収益基盤の強化と拡充を図りながら積極的な事業展開に備えるため内部留保に努めつつ、業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様に対する利益還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第23期期末配当につきましては、当期業績が期初の予定を大幅に上回ったことなどを勘案した結果、前期比で1円増配し、1株につき2円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は17,139,200円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。

- ② 単元未満株主の権利についての規定を新設するものであります。

- ③ 取締役等が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、その規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ④ 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、現行定款第34条及び第35条を変更案第34条及び第35条に組み換えを行うものであります。

- ⑤ 上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                                   | 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略)                                                                                          | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 4 条 (機関)<br>当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役の<br>ほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | 第 4 条 (機関)<br>当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役<br>のほか、次の機関を置く。<br>(1) (現行どおり)<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) 会計監査人                                                                                                                                                                                   |
| 第 5 条 (公告方法)<br>(条文省略)                                                                                      | 第 5 条 (公告方法)<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第 2 章 株 式                                                                                                   | 第 2 章 株 式                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 6 条～第 7 条 (条文省略)                                                                                          | 第 6 条～第 7 条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (新 設)                                                                                                       | <u>第 8 条 (単元未満株主の権利)</u><br><u>当社の株主は、その有する単元</u><br><u>未満株式について、以下に掲げる</u><br><u>権利以外の権利を行使すること</u><br><u>ができない。</u><br>(1) <u>会社法第189条第 2 項各号に</u><br><u>掲げる権利</u><br>(2) <u>会社法第166条第 1 項の規定</u><br><u>による取得請求権付株式の取得</u><br><u>を請求する権利</u><br>(3) <u>募集株式または募集新株予約</u><br><u>権の割当てを受ける権利</u> |

| 現 行 定 款                                                                                        | 変 更 案                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 <u>8</u> 条 （自己株式の取得）<br>（条文省略）                                                               | 第 <u>9</u> 条 （自己株式の取得）<br>（現行どおり）                                                    |
| 第 <u>9</u> 条 （株主名簿管理人）<br>（条文省略）                                                               | 第 <u>10</u> 条 （株主名簿管理人）<br>（現行どおり）                                                   |
| 第 <u>10</u> 条 （株式取扱規則）<br>当会社の株主権行使の手続 <u>き</u> その他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 | 第 <u>11</u> 条 （株式取扱規則）<br>当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 |
| 第 <u>11</u> 条 （基準日）<br>（条文省略）                                                                  | 第 <u>12</u> 条 （基準日）<br>（現行どおり）                                                       |
| 第 3 章 株主総会                                                                                     | 第 3 章 株主総会                                                                           |
| 第 <u>12</u> 条 （招集）<br>（条文省略）                                                                   | 第 <u>13</u> 条 （招集）<br>（現行どおり）                                                        |
| 第 <u>13</u> 条 （招集権者および議長）<br>（条文省略）                                                            | 第 <u>14</u> 条 （招集権者および議長）<br>（現行どおり）                                                 |
| 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。                                        | 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 <u>で</u> 定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。                        |
| 第 <u>14</u> 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>（条文省略）                                            | 第 <u>15</u> 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>（現行どおり）                                 |
| 第 <u>15</u> 条 （決議の方法）<br>（条文省略）                                                                | 第 <u>16</u> 条 （決議の方法）<br>（現行どおり）                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条 （議決権の代理行使）<br/>（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 （員数）<br/>当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>第18条 （選任方法）<br/>当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 （条文省略）<br/>3 （条文省略）<br/>（新 設）</p> | <p>第17条 （議決権の代理行使）<br/>（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 （員数）<br/>当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、8名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条 （選任方法）<br/>当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 （現行どおり）<br/>3 （現行どおり）<br/><u>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第19条 （任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>                                                   | <p>第20条 （任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後最初の定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> |
| <p>第20条 （代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役または代表取締役の中から会長、副会長、副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。</p> | <p>第21条 （代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から、社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）または代表取締役の中から会長、副会長、副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。</p>                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 （取締役会の招集権者および議長）<br/>（条文省略）</p> <p>第22条 （招集手続）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、<u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>第23条 （決議の省略）<br/>当社は<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（新 設）</p> | <p>第22条 （取締役会の招集権者および議長）<br/>（現行どおり）</p> <p>第23条 （招集手続）<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前<u>までに</u>各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>（削 除）</p> <p>第24条 （決議の省略）<br/>当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 （重要な業務執行の決定の委任）<br/>当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条 （取締役会規程）<br/>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>第25条 （報酬等）<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第32条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第26条 （取締役会規程）<br/>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。</p> <p>第27条 （報酬等）<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第28条 （<u>監査等委員会の招集</u>）<br/><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第29条 （<u>監査等委員会規程</u>）<br/><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | 第 6 章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                   |
| (新 設)   | <u>第30条 (会計監査人等の選任等)</u><br><u>会計監査人の選任、任期その他に</u><br><u>関する事項は、法令の定めるところ</u><br><u>による。</u>                                                                                                                                  |
| (新 設)   | 第 7 章 役員等の責任免除等                                                                                                                                                                                                               |
| (新 設)   | <u>第31条 (取締役等の会社に対する責</u><br><u>任の免除)</u><br><u>当会社は、会社法第426条第1項</u><br><u>の規定により、任務を怠ったこと</u><br><u>による役員等(役員等であった者</u><br><u>を含む。)の損害賠償責任を法令</u><br><u>の限度において、取締役会の決議</u><br><u>によって免除することができる。</u>                        |
| (新 設)   | <u>第32条 (非業務執行取締役等の責任</u><br><u>の制限)</u><br><u>当会社は、会社法第427条第1項</u><br><u>の規定により、非業務執行取締役</u><br><u>等との間に、任務を怠ったことに</u><br><u>よる損害賠償責任を限定する契</u><br><u>約を締結することができる。た</u><br><u>だし、当該契約に基づく責任の限</u><br><u>度額は、法令が定める額とする。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条 （事業年度）<br/>（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第34条 （期末配当金）<br/>当会社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>第35条 （中間配当金）<br/>当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>第36条 （配当金の除斥期間）<br/>（条文省略）</p> | <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第33条 （事業年度）<br/>（現行どおり）</p> <p>第34条 （剰余金の配当等を決定する機関）<br/><u>当会社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。</u></p> <p>第35条 （剰余金の配当基準日）<br/>当会社は、毎年3月31日の最終時を剰余金の期末配当の基準日とする。<br/>2 当会社は、毎年9月30日の最終時を剰余金の中間配当の基準日とする。</p> <p>（削除：第34条及び第35条第2項に移行）</p> <p>第36条 （配当金の除斥期間）<br/>（現行どおり）</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)            | がな<br>名<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | ふじもと<br>藤 本<br>(1954年10月3日生) | あきら<br>彰<br>略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)<br>1985年8月 株式会社メイテック入社<br>1997年3月 当社入社<br>1997年5月 当社取締役<br>1998年11月 当社代表取締役社長<br>2007年4月 当社代表取締役会長<br>2009年6月 当社代表取締役社長<br>2010年6月 当社代表取締役会長<br>2011年6月 当社相談役<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>株式会社ジオトレーディング（現株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー）代表取締役社長<br>2015年6月 ベンチャービジネスサポート株式会社（株式会社ジェイテックビジネスサポート）取締役<br>2015年10月 株式会社ジェイテックアーキテクト代表取締役社長<br>2017年1月 株式会社ジェイテックビジネスサポート代表取締役社長<br>2019年4月 株式会社ジェイテックアドバンステクノロジー取締役会長（現任） | 1,814,200株 |

| 候補者<br>番 号 | ふり<br>氏<br>( 生 年 月 日 )                  | がな<br>名<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | お 小 川 のり お 典 男<br>(1965年6月5日生)          | 1989年4月 芝本産業株式会社入社<br>1995年12月 株式会社メイテック入社<br>1996年10月 当社入社<br>1997年5月 当社取締役<br>2004年4月 龍宝院勤務<br>2008年3月 当社入社<br>2010年3月 龍宝院勤務<br>2015年5月 株式会社エル・ジェイ・エンジニア<br>リング（株式会社ジェイテックアー<br>キテクト）取締役<br>2015年6月 当社入社<br>当社経営企画室長<br>ベンチャービジネスサポート株式会<br>社（株式会社ジェイテックビジネス<br>サポート）取締役<br>2017年4月 当社業務本部長（現任）<br>2017年6月 当社取締役（現任）<br>2019年4月 株式会社ジェイテックアドバンス<br>テクノロジー取締役（現任） | 一株                |
| 3          | ※<br>お 小 川 がい やす お 恭 生<br>(1948年3月30日生) | 1972年4月 日本電熱株式会社入社<br>1982年4月 株式会社メイテック入社<br>1995年6月 タクト株式会社入社<br>1996年5月 同社取締役<br>2003年1月 当社入社<br>当社業務本部長<br>2003年6月 当社取締役<br>2007年4月 当社代表取締役社長<br>2009年6月 当社取締役副社長<br>2010年6月 当社監査役（現任）                                                                                                                                                                          | 281,500株          |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふり<br>氏<br>（生年月日）                         | がな<br>名<br>（重要な兼職の状況） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | やま だ しゅん すけ<br>山 田 峻 介<br>(1942年1月10日生)   |                       | 1972年8月 山田経理法務事務所設立<br>2002年6月 当社監査役（現任）                                                                                                                                                                   | 一株         |
| 2         | チェ 崔 ゼ ヒョン<br>在 亨<br>(1973年2月28日生)        |                       | 1999年11月 FUJITSU Korea Co., Ltd.入社<br>2001年5月 当社入社<br>2004年4月 JTEC Engineers Co., Ltd.入社<br>2009年5月 Urachacha Co.,Ltd.代表理事<br>（現任）<br>2010年8月 South Africa East Asia Trade Pty.<br>入社<br>2014年6月 当社取締役（現任） | 一株         |
| 3         | お の やす ひと<br>尾 野 恭 史<br>(1971年3月8日生)      |                       | 2001年10月 第二東京弁護士会登録<br>古賀総合法律事務所弁護士<br>2006年3月 Y K T株式会社社外監査役<br>2013年6月 当社社外監査役（現任）<br>2014年6月 三和倉庫株式会社社外取締役<br>2016年5月 B-b y-C株式会社社外監査役<br>（現任）<br>2017年3月 Y K T株式会社社外取締役<br>（現任）                        | 一株         |
| 4         | せき ぐち てる ひ こ<br>関 口 輝 比 古<br>(1974年5月7日生) |                       | 1997年4月 タイ王国チェンラーイ県メーカー<br>財団ボランティア<br>2005年3月 スミタ・リミテッド・パートナー<br>シップマネージャー<br>2010年4月 JILAF（国際労働財団）タイ事務所<br>長（現任）<br>2017年8月 JILAF（国際労働財団）タイ財団理<br>事長（現任）<br>2018年6月 当社社外取締役（現任）                          | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田峻介氏、尾野恭史氏及び関口輝比古氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山田峻介氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の当社で17年間監査業務に従事していただいた実績と経験に裏打ちされた的確な助言をいただきたいためであります。
4. 尾野恭史氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただきたいためであります。
5. 関口輝比古氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、海外勤務で培われた豊富な経験と高い見識を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただきたいためであります。
6. 関口輝比古氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月26日開催の第10回定時株主総会において、年額5億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を現在の監査役の報酬の総額と同額の年額1億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

会場：東京都中央区京橋一丁目10番7号  
KPP八重洲ビル10階 当社本社会議室  
TEL 03-6228-7273

交通 ○J R東京駅八重洲中央口から徒歩約6分  
○地下鉄銀座線京橋駅（6番出口）から徒歩約4分  
○地下鉄浅草線宝町駅（A7番出口）から徒歩約4分  
○地下鉄東西線・銀座線・浅草線日本橋駅（B1出口）から徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。